

逆洗ポンプ1号点検修理工事特記仕様書

1 起工理由

本工事は、逆洗ポンプ1号の機能維持を図るため、自主点検基準に基づき点検修理を行うものである。

2 工事番号

浄戸営8第2号

3 工事場所

新潟市南区戸頭浄水場 構内

4 工事期間

契約の日から令和9年2月22日まで

5 工事対象機器

(1) 対象機器

逆洗ポンプ1号

(2) 機器仕様

ア 両吸込渦巻ポンプ

メーカー	: (株) 荏原製作所
型 式	: 300×250CENM
全 揚 程	: 12m
吐 出 量	: 11 m ³ /min
回 転 数	: 1,465min ⁻¹
製造番号	: QS691005 2/2
製 造 年	: 1994 年
台 数	: 1 台

イ 電動機

メーカー	: (株) 東芝
型 式	: TIKK
出 力	: 30kW
極 数	: 4 極
電 圧	: AC400V
電 流	: 57A
回 転 数	: 1,450min ⁻¹
周 波 数	: 50Hz
製造番号	: 40309670
製 造 年	: 1994 年
台 数	: 1 台

6 工事内容

(1) ポンプ点検修理工

- ア 外観構造検査
- イ 現地分解搬出
- ウ 工場点検整備

1 式

(ア) ポンプ

- a 分解整備
- b 寸法測定
- c 部品交換および組立
- d ポンプ内面塗装

(a) 素地調整：3 種ケレン

(b) 第 1 層（下塗）水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装 1 回（JWWA K157）

(c) 第 2 層（中塗）水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装 1 回（JWWA K157）

(d) 第 3 層（上塗）水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装 1 回（JWWA K157）

※上記以外の方法で塗装する場合は監督員の承諾を得ること。

作業および乾燥工程の確認資料として塗装時の気温、湿度、乾燥工程、乾燥方法
洗浄工程等の施工状況が確認できる資料および写真を提出すること。

e ポンプ外面塗装

(a) 素地調整：3 種ケレン

(b) 第 1 層（下塗）長油性フタル酸樹脂塗装 1 回

(c) 第 2 層（上塗）長油性フタル酸樹脂塗装 1 回

(イ) 電動機

- a 分解清掃
- b 寸法測定
- c 部品交換および組立
- d 固定子洗浄、乾燥、ワニス処理
- e 回転子洗浄、軸端振れ測定
- f 各種データ測定（巻線抵抗測定、各種構造試験、工場内無負荷試験）
- g 電動機外面塗装
- (a) 素地調整：3 種ケレン
- (b) 第 1 層（下塗）長油性フタル酸樹脂塗装 1 回
- (c) 第 2 層（上塗）長油性フタル酸樹脂塗装 1 回

(ウ) 満水検知器分解清掃

- a 内面：3 種ケレン後、水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装 2 回（JWWA K 157）

上記以外の方法で塗装する場合は監督員の承諾を得ること。

塗装作業及び乾燥工程の確認資料として塗装時の気温及び湿度、乾燥工程、乾燥
方法、洗浄工程等の施工状況が確認できる資料及び写真を提出すること。

- b 外面：3 種ケレン後、長油性フタル酸樹脂塗装 2 回

エ 搬入、据付および芯出し調整

オ 現地補修塗装（ポンプ及び電動機の外面塗装：長油性フタル酸樹脂塗装 1 回）

カ 試運転調整および各種データ測定

(2) その他

1 式

7 交換部品

(1) 逆洗ポンプ 1 号交換部品（工場整備時）

ア	羽根車	FC200	1 枚
イ	主軸	SUS403Q	1 本
ウ	軸スリーブ（L）	SUS304	1 個
エ	軸スリーブ（R）	SUS304	1 個

オ	軸スリーブ用止めネジ		4 個
カ	玉軸受	6210	2 個
キ	水切りリング	FWR-53.5	2 個
ク	ライナーリング	CLY-200	2 個
ケ	オイルシール	SB55729	2 枚
コ	オイルシール	SB50689	1 枚
サ	スリーブパッキン	V#6500	2 枚
シ	軸受カバーパッキン	オイルシート	2 枚
ス	軸受用座金	AW-10	1 個
セ	ノックピン	SUS304	2 本

(2) 現地取替材料

ア	ケーシングパッキン	プレスボード	2 枚
イ	グラウンドパッキン	炭化繊維	10 本
ウ	カップリングボルト	M20	8 本
エ	止水板(300A)	FC200	1 枚
オ	フランジパッキン	300A (EPDM)	1 枚
カ	止水板(250A)	FC200	1 枚
キ	フランジパッキン	250A (EPDM)	1 枚
ク	配管接続用ボルト・ナット	SUS304	28 組

(3) 逆洗ポンプ 1 号電動機交換部品(工場整備時)

ア	軸受	6312ZZ (反負荷側)	1 個
イ	軸受	6212ZZ (負荷側)	1 個

8 一般事項

(1) 適 用

本工事は、下記の○印欄の仕様書による。

共通仕様書	① 浄配水場施設工事一般仕様書 (新潟市水道局 HP 掲載)
特記仕様書 (対象工事のみ適用)	① 本特記仕様書 2 建設副産物に関する特記仕様書 ③ 工事实績データ(契約データ)作成、登録に関する特記仕様書 ④ 下請契約に関する特記仕様書(市内企業活用促進について) ⑤ 調査・試験に対する協力に関する特記仕様書 6 埋め戻し改良土特記仕様書 ⑦ 現場代理人の常駐義務に関する特記仕様書 8 現場環境改善に関する特記仕様書 9 「週休 2 日適用工事(水道局発注土木工事)」(令和 7 年 12 月) 特記仕様書 10 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書 11 契約不適合責任期間に係る特記仕様書 12 電子納品に関する特記仕様書 ⑬ 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について特記仕様書 ※ 上記 3~9、11~13 の特記仕様書については、新潟市水道局 HP 掲載

(2) 提出書類

監督員の指示によるものとする。

9 施工条件について

下記項目、事項は工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した場合は、監督員と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

	明示項目	明示事項	制約条件等
1	公害対策関係	騒音、振動対策	低騒音型建設機械の使用
2	排出ガス対策型建設機械	排出ガス対策型建設機械の使用	「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

10 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）に基づく「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」について

- （１）対象工事は、請負金額（税込）が 100 万円以上の工事とする。
- （２）再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、上記計画書（実施書）の提出が必要である。
- （３）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第 18 条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。
- （４）一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営するコブリス・プラスを利用し作成すること。

ホームページアドレスは次のとおり。<https://fkplus.jacic.or.jp>

11 アスベスト含有建設資材に関する事項

- （１）本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。
- （２）石綿障害予防規則第 3 条に基づき、工事着手前に目視および貸与する図書類にて事前調査を実施すること。
- （３）上記事前調査により、本工事の設計図書に記載のない既存建材にアスベストの含有が疑われる場合には監督員と十分な協議のうえ対応とする。
- （４）大気汚染防止法第 18 条 15 第 6 項に基づき、対象となる工事はアスベスト含有建設資材の調査結果報告を石綿事前調査結果報告システムにて行うこと。

ホームページアドレスは次のとおり。<http://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

12 電子黒板に関する事項

デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準」（新潟市 HP）に基づき実施すること。

13 工事における注意事項

- （１）施工内容及び工程等については、水道施設の重要性を認識し、監督員と事前に十分な協議を行い決定すること。
- （２）工事施工過程で重大な支障が発見された場合には、直ちに監督員に報告し、指示に従い速やかに対応すること。
- （３）その他工事において必要な事項が生じた場合には、監督員と協議のうえ決定すること。
- （４）水道施設における作業であることから、受注者は従事者に対し衛生教育を徹底することとし、現場においては名札等身分を証明できるものを必ず着用すること。
- （５）浄水場等の構内で概ね 6 ヶ月間に 15 日以上従事する者については、水道法第 21 条に基づいた健康診断（保菌検査）を行い、検査成績書を本契約締結後速やかに提出すること。その検査項目は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157 とする。また、健康診断の結果の有効期限は概ね 6 ヶ月とし、6 ヶ月ごとに該当する従事者の検査結果を提出すること。
- （６）本工事で発生する有価物処分が可能金属撤去物は戸頭浄水場の指定された場所へ運搬すること。その他の発生品については適切に処分すること。